Ⅴ	受験資格について２ （旧受験資格：経過措置）	Ｐ ２ ５ ～ Ｐ ５ ０

「旧受験資格：経過措置」による対象者

１　受験資格

福岡県における受験資格を有する方は、次の「（１）　受験地」及び「（２）　対象者」の条件をいずれも満たす方となります。

（１）　受験地

福岡県で受験できるのは、次の①、②のいずれかに該当する方です。

①	申込日現在、 　受験資格に該当する業務に従事しており、その勤務先の住所地が福岡県である者	※　注意 　受験資格に該当する業務に従事しているものの、その勤務先の住所地が福岡県でない方は、勤務先の住所地である都道府県で受験することになります。
②	申込日現在、 　受験資格に該当する業務に従事しておらず、自宅（住民票）住所地が福岡県である者	※　注意 　受験資格に該当する業務に従事しておらず、自宅（住民票）住所地が福岡県でない方は、自宅（住民票）住所地のある都道府県で受験することになります。

（２）　対象者

以下の**ⅰ**・**ⅱ**のいずれかに該当する者

ⅰ　次の〈ア〉～〈ウ〉の**実務従事期間**が通算して**５年以上**であり、かつ、当該業務に**従事した日数**が**９００日以上**である者

〈ア〉　**保健・医療・福祉に関する法定資格（別表１）に基づく業務に従事した期間**

別表１－Ｐ３２

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、精神保健福祉士。

〈イ〉 **相談援助業務に従事する者が当該業務（別表２）に従事した期間**

｛別表２－Ｐ３３～Ｐ４４で詳細を必ずご確認ください。｝

① 施設・事業所等に必置の相談援助業務の従事者

- 介護老人福祉施設、障害者支援施設、介護老人保健施設等の相談援助業務の従事者
- 老人デイサービス事業、共同生活援助事業等の相談援助業務の従事者
- 福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の現業員(ケースワーカー)
- 市区町村社協の相談援助業務の従事者、有料老人ホームの相談援助業務の従事者など

② 法律に定める相談援助業務の従事者

- 町村の老人福祉・障害者福祉等の担当職員、保健所の公共医療事業の従事者など

③ 「**社会福祉主事任用資格等**（注１）」であり、その他の相談援助業務の従事者

- 医療機関の医療社会事業の従事者（メディカルソーシャルワーカー)、指定居宅サービス事業者等（社協、生協、農協、民間企業等）の相談援助業務の従事者など

④ 「**社会福祉主事任用資格等**（注１）」であり、その他の者

- 介護老人福祉施設、障害者支援施設、介護老人保健施設等の施設長など

〈ウ〉 **「社会福祉主事任用資格者等**（注１）**」である者が当該介護等**（注２）**の業務**（別表３）**に従事した期間** **｛別表３－Ｐ４５～Ｐ５０で詳細を必ずご確認ください。｝**

- 介護老人福祉施設、障害者支援施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム等の施設の介護業務の従事者
- 病院又は診療所の介護業務を行う者
- 訪問介護事業の訪問介護員(ホームヘルパー)、在宅サービス事業者等（社協、生協、農協、民間企業等）の介護業務の従事者など

ii 次の〈エ〉の**実務従事期間**が通算して**１０年以上**であり、かつ、当該業務に**従事した日数**が**１８００日以上**である者

〈エ〉 **〈ウ〉における「社会福祉主事任用資格者等**（注１）**」に該当しない者が当該介護等**（注２）**の業務**（別表３）**に従事した期間**

｛別表３－Ｐ４５～Ｐ５０にて詳細を必ずご確認ください。｝

※ 上記〈ア〉〈イ〉〈ウ〉〈エ〉において実務に従事するとは、**要援護者に対する対人の直接的な援助が、受験申込者の本来業務**として明確に位置づけられていることを指します。要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務等を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。

（注１）

「社会福祉主事任用資格者等」とは、次の１～５のいずれかに該当している者を指します。

１．　社会福祉主事任用資格を有する者

「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、大学（短期大学を含む。）で、次に掲げる社会福祉に関する科目のうち、３科目以上を修めて卒業した者又は厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者をいいます。なお、科目の読替え（Ｐ２８）ができるものもあります。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

２．　介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了した者

（１）　介護保険法施行規則第 22 条の 23 の介護職員初任者研修課程修了者

※　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第２条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者（介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修１級課程又は２級課程を修了している者）を含む。

（２）　次のア及びイの要件を満たす研修を修了した者

ア．　保健・医療・福祉に関する研修時間が 90 時間以上であること。ただし、研修時間数が 90 時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で 90 時間以上になるものを含む。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後 5 年以内に修了したものに限る。

また、追加研修の内容は、先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

イ．　研修内容は、相談援助に関する講習が 10 時間以上含まれていること。

３．　社会福祉施設長資格認定講習会に相当する研修を修了した者

（１）　「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和 53 年２月 20 日付け社庶第 13 号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者

（２）　次のア及びイの要件を満たす研修を修了した者

ア．　研修時間数は 90 時間以上であること。

イ．　研修内容には、保健･医療･福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれていること。

４．　受験資格対象者要件中にある i「ア　保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務」に掲げる法定資格を取得した者

５．　受験資格対象者要件中にある i「イ　相談援助業務に従事する者」のうち、①施設・事業所等に必置の相談援助業務の従事者、又は、②法律に定める相談援助業務の従事者として１年以上勤務した者

（注２）「介護等」とは

「介護等」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことです。

社会福祉主事任用資格に係る科目の読替え

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉原論、社会福祉原理論、社会福祉論、社会福祉、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会事業概論、社会福祉総論、社会福祉Ⅰ、社会保障制度と生活者の健康
社会福祉事業史	①社会福祉事業史論、社会福祉発達史、社会福祉発達史論、社会事業史、社会事業史論、社会福祉の歴史 ②日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術、社会福祉援助技術総論、社会福祉方法論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法総論、社会事業方法論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査法、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ論、福祉ニーズ調査論
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営論、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理論、社会福祉管理運営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政論、社会福祉法制、社会福祉法概論、社会福祉計画論、社会福祉計画、ソーシャルプランニング
社会保障論	社会保障、社会保障概論、社会保障制度と生活者の健康
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護論、生活保護制度論
児童福祉論	児童福祉、児童福祉概論、児童福祉学
家庭福祉論	家庭福祉、母子福祉論、母子寡婦福祉論、婦人保護論、ファミリーサポート、家族援助法
保育理論	保育原理、保育論
身体障害者福祉論	①身体障害者福祉、身体障害者福祉概論 ②障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論 （身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の２科目に該当する。）
知的障害者福祉論	①知的障害者福祉、知的障害者福祉概論 ②障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論 （身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の２科目に該当する。）
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉論、精神衛生学、精神衛生、精神保健、精神医学
老人福祉論	老人福祉、老人福祉概論、高齢者福祉論、高齢者保健福祉論
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉論、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合論、コミュニティワーク、コミュニティオーガニゼーション、地域福祉学
法学	法律学、法学概論、基礎法学
民法	民法総論
行政法	行政法総論、行政法概論
経済学	経済学概論、経済原論、基礎経済学
社会政策	社会政策論、社会政策概論、労働経済、労働経済学
経済政策	経済政策論、経済政策概論
心理学	心理学概論、心理学概説、心理学総論
社会学	社会学概論、社会学総論
教育学	教育学概論、教育原理
倫理学	倫理学概論、倫理原理
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生論、公衆衛生概論
医学一般	①医学知識、医学概論、一般臨床医学 ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション概論
看護学	看護学概論、看護原理、看護概論、基礎看護学
介護概論	介護福祉論、介護総論、介護知識
栄養学	栄養学概論、栄養学総論、栄養指導、栄養・調理
家政学	家政学概論、家政学総論

２　従事期間等の算定等

＜１＞　実務従事期間等の受験資格の判断

実務従事期間等の受験資格を満たしているか否かについては、当該事業所等の証明権限を有する者が作成した「実務経験（見込）証明書」に基づき判断します。

受験申込者は、本申込要領の「Ⅷ　受験申込書等の記入要領」（Ｐ５６～Ｐ６９）をよく読んで、お申込みください。

＜２＞　実務従事期間等の算定に関する留意事項

○　受験資格に該当する実務従事期間とは、**要援護者に対する対人の直接的な援助が、受験申込者の本来業務として明確に位置づけられている場合**に限ります。当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務等を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。

○　「当該業務に従事した期間」は、雇用期間ではなく、**該当業務に従事した期間**（受験資格である、要援護者に対する直接的対人援助業務を行っていた期間）となります。ただし、**病気休暇・育児休暇（※産前産後休暇は従事期間に含みます。）・介護休暇等の休職期間は除きます。**

また、法定資格に基づく業務については、資格登録証等に記載された**資格登録日以降が従事期間となりますのでご注意ください。**

○　「当該業務に従事した日数」とは、業務期間内において実際に従事した日数であり、**休日、休暇、病気、出張、研修等で該当業務に従事しなかった日は除きます。**

○　「当該業務に従事した日数」の換算については、１日の勤務時間が短時間でも１日勤務したものとみなします。

○　「当該業務に従事した期間及び日数」は、**試験日前日（平成２９年１０月７日）までに満たしていること**が必要です。

※　申込時点で、実務経験を満たさない場合は**実務経験を満たすまでの期間・日数を記入した見込証明書**を提出してください。また、確定した時点で改めて実務経験証明書の提出が必要です。

※　「実務経験（見込）証明書」に記入されている**従事期間の終了日が証明日を超える場合は、「見込」証明**となります。なお、受験資格に該当する実務経験を十分に満たしている場合でも、従事期間の終了日が証明日を超えている場合は、「見込」の証明となりますのでご注意ください。

○　前述の対象者 i 〈ウ〉及び ii 〈エ〉の介護職員が自分の実務経験期間を〈ウ〉の期間として算定するか、〈エ〉の期間として算定するかは、試験日前日までに「社会福祉主事任用資格者等」になっているかどうかで決定されます。

＜３＞　受験資格に係る参照例

［例１］病院で（准）看護師として勤務　（**資格登録日から算定**）
要援護者に対する対人の直接的な援助である（准）看護業務に従事

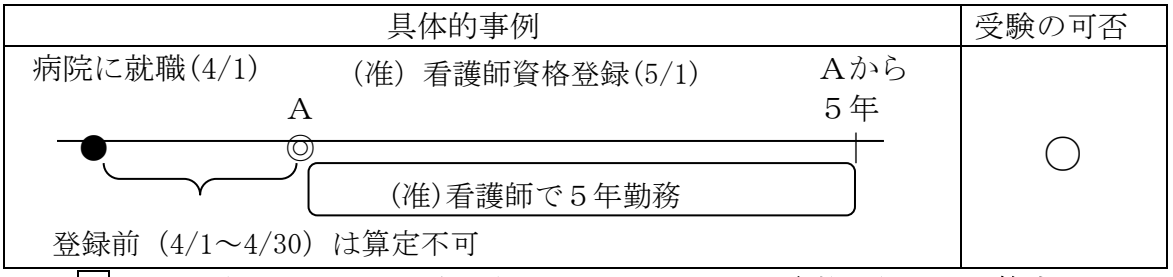

★　i ア 法定資格に基づく業務は資格登録証等における**資格登録日から算定**します。
★　［例１］の場合、資格登録日から５年の実務経験が必要です。
※　なお、登録日前に看護補助者（介護職員）として勤務の場合は［例３］を参照

［例２］指定通所介護事業所の介護職員として５年間勤務、途中でヘルパー２級(※)資格を取得
要援護者に対する対人の直接的な援助である介護業務に従事

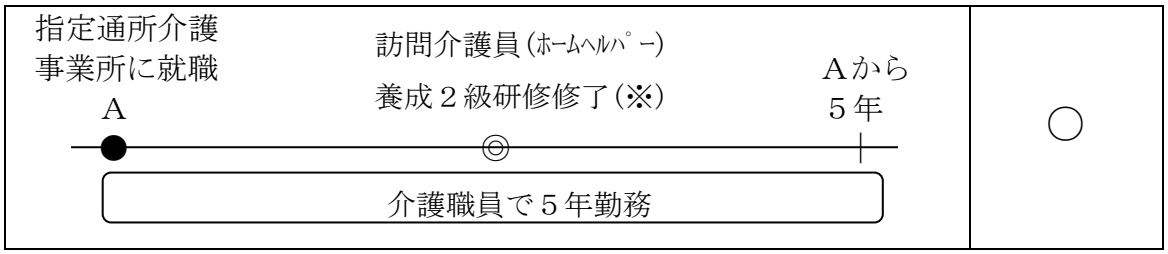

★　経過措置においては、該当業務に従事していれば、介護職員の実務経験は資格の有無に関わらず算定できます。
★　この場合、介護職員のうち「社会福祉主事任用資格者等」に該当する者は、実務経験 5 年（従事日数 900 日）以上で受験可能となりますが、「社会福祉主事任用資格者等」に該当しない者は実務経験 10 年（従事日数 1800 日）以上が必要となります。
※　訪問介護員養成研修課程は廃止されましたが、「訪問介護員１級・２級」「介護職員基礎研修」修了者はすべて「介護職員初任者研修」修了者とみなされます。

［例３］病院で（准）看護師として勤務（資格登録前に看護補助者として勤務の場合）
いずれの場合も要援護者に対する対人の直接的な援助である業務に従事

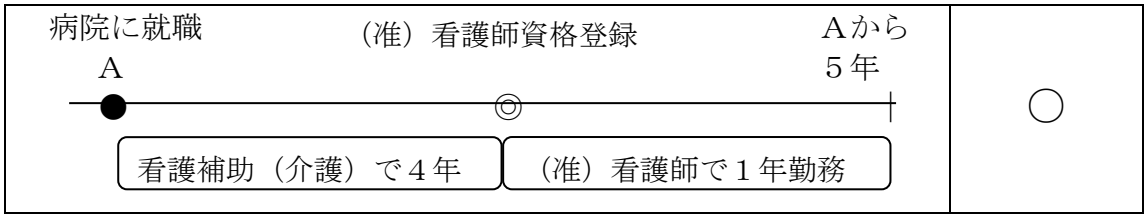

★　病院での**看護補助（主たる業務が介護等の場合に限る）**は、介護職員に該当します。

★　（准）看護師業務は、法定資格に基づく業務に該当します。（准）看護師資格登録時点で「社会福祉主事任用資格者等」に該当するため、通算５年（従事日数 900 日）以上の実務経験で受験が可能となります。

［例４］直接の対人援助業務でない場合

具体的事例	受験の可否
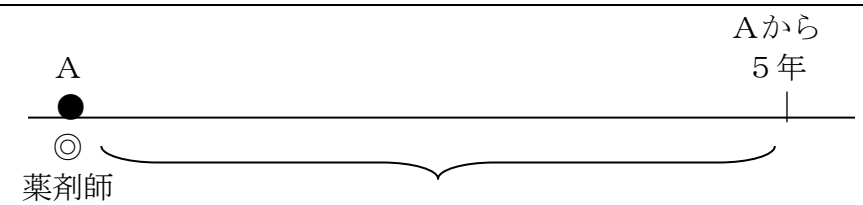	×
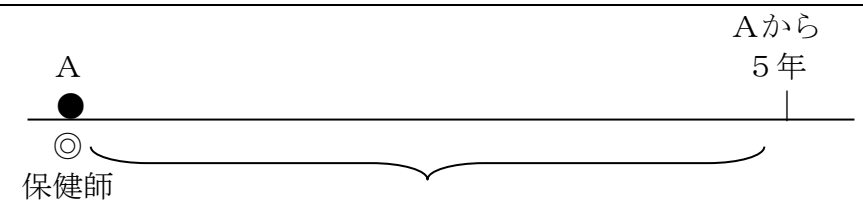	×

★　受験対象者は、要援護者等に対する対人の直接的な援助が、受験申込者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、たとえ法定資格を有していても、実務経験には算入されません。

［例５－１］その他

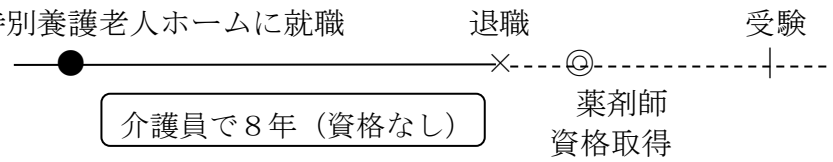	○

★　特別養護老人ホームの介護員（要援護者に対する対人の直接的な援助である業務に従事）は、介護職員に該当します。

★　退職後薬剤師の資格を取得した時点で「社会福祉主事任用資格者等」に該当することとなり、この時すでに、介護職員に該当する実務を５年以上経験しているため受験可能となります。

［例５－２］その他

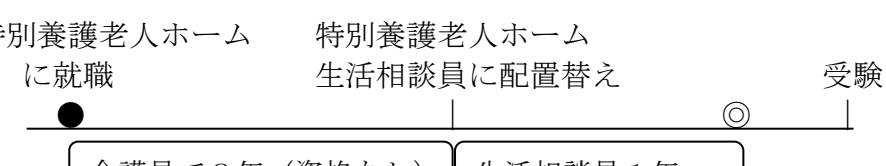	○

★　特別養護老人ホームの介護員（要援護者に対する対人の直接的な援助である業務に従事）は、介護職員に該当します。

★　特別養護老人ホームの生活相談員として１年間従事した時点（◎印）で、「社会福祉主事任用資格者等」に該当することとなり、前例と同様、実務経験５年を満たしているため受験可能となります。